

戦後体育改革に関する一考察

——「米国教育使節団報告書」の意義を求めて——

坂 入 明

(昭和56年9月30日受理)

A Study on the Reform of Physical Education in School in Japan after World War II

AKIRA SAKAIRI

(Received September 30, 1981)

I

先の敗戦を境として、日本の近代教育が大きな変貌を遂げたことは事実として認めてよいことである。そこでの改革の結果生まれた戦後教育も早や、戦前の2分の1にあたる長い歴史を有する時の流れの中でまた、修正、変化を遂げてきている。しかし、あの8月15日の降伏を契機に、それまでの国家主義、軍国主義教育の深刻な反省の下に、民主教育や平和教育が求められ、それらの模索検討の努力が象徴的には教育基本法の精神に代表されるような、戦後の新教育の形成に結実していくことを多くの国民や教師達は願ったことであろう。そのような新教育が形成、整備されるためには一方で、教育改革のために設置された、たとえば米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告に示された教育改革のための多くの研究、努力の蓄積に見られるような日本側の教育改革の主体性の問題と関連して、特に占領国であるアメリカの教育政策に大きく影響されたことも事実である。そして表面的には1950年の朝鮮戦争を起点として占領政策の転換に即して、戦後教育の逆コース化が明確に頭を持ち上げてくるのである。このことは、たとえば46年の「米国教育使節団報告書」と50年のそれとを比較しても明らかである。

このような世界史の進行の過程で、日本側と米国側との相関の下に展開された戦後教育改革の過程に重要な位置を占める「米国教育使節団報告書」に盛られた改革のための提言の評価も、「戦後教育の歴史」の中で浦野東洋一、土屋基規氏が整理しているように種々様々である。

体育学第3研究室

しかし、伊藤敏行氏が報告書に対して、「このような限界を認めた上で、その相対的進歩性を評価すべきであろう。すなわち、国体護持を願う当時の日本支配層に『血涙』をしぼらせたといわれるように、使節団報告書の意義は、日本の前近代的な教育体制と軍国主義天皇制教育の打破による民主主義教育の発展の条件をつくりだし、その近代化的改良の構図を示した点にもとめられる²⁾」と評価している点にわれわれは注目すべきである。特に、戦後教育の民主的価値が一步一步崩壊されていく今日、戦後教育改革の過程で形成された教育や体育の民主的教育価値を再評価し、正しく継承することは大切な課題であると思われる。

ところで戦後体育史研究において上記したような観点からの「米国教育使節団報告書」の本格的分析やとりあげはまだなされていない。また戦後教育史研究がアメリカ側の第一次資料の公開等によって新段階に入ったこと等に触発を受けながら、このような問題意識の下に本小論は、戦後初期の学校体育改革の過程で、戦時色の極めて濃い学校体育科目であった体錬科が禁止され、解体される非軍事化の段階から、次の民主化の段階で積極的に戦後の新しい学校体育の形成に対して、「米国教育使節団報告書」に盛られた斬新な体育論の果たした歴史的意味を究明しようとするものである。

II

1945年8月15日、これまで総動員体制をとって戦争に邁進してきた軍国主義国日本は、ポツダム宣言を受諾することによって、無条件降伏というかたちで長い戦争状態に終止符をうったのである。その結果、敗戦国であるわが国はマッカーサーを総司令官とする連合国の、実質

的にはアメリカの単独占領であったが、占領管理下におかれることになった。そこで当初ポツダム宣言の条項にしたがって、非軍事化、民主化の基本路線に即した占領政策が展開されることになるのである。つまり、これまで国家総動員体制を整えて総力戦下にあった軍国主義国日本は、政治、経済等社会体制全般にわたって、アメリカの強力な影響のもとに非軍事化、民主化策が実施され、民主国家、平和国家へ向って戦後改革が着手されることになる。このように戦後の日本の改革には、占領軍であるアメリカの影響が色濃く見られるのは否めない事実であり、このことは戦後の教育、体育改革についても同様である。

そこで、当然宣言の基本方針に沿って戦後日本の教育、体育改革も推進されることになるのである。つまり、改革は戦時体制下にあった軍国主義教育の理念、内容、方法、制度等全般にわたって、禁止的措置を中心とする非軍事化策から出発したのである。それは1946年10月22日に総司令部から出された「日本教育制度ニ対スル管理政策」に続く一連の「教育及ビ教育関係者ノ調査、除外、認可ニ関スル件」（10月30日）、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（12月15日）、「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件（12月31日）の所謂占領軍四大教育改革指令の中味を考察すれば明らかである。そこには「軍国主義及ビ極端ナ国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廃止スルコト⁵²」、「現行ノ教課目、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セラルベキデアリ、軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト」等と禁止的事項が明快に述べられている。

また、11月6日文部省も武道、教練等の軍事訓練的教材を中止するために、「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」、「武道ノ取扱ニ関スル件」の二つを通告した。さらにダメを押すかたちで再び12月26日「終戦ニ伴ウ学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」を出して、先の通告の精神を一層徹底し、学校体育の非軍事化を再確認しているのである。

このように敗戦の年に出された、アメリカや文部省の一連の指令や通告は戦時下の体錬科教授要項(目)の下で、極めて軍事的色彩濃く実施されていた体錬科(体操、武道、教練)へ向けられた禁止的指示であり、軍国主義と極端な国家主義的要素を学校教育の中から極力排除す

るために、先の宣言の基本線に基づいて引き続いて出された、暫定的で消極的な一連の通牒であったと理解することができるのである。こうして戦前、戦中の軍国主義や極端な国家主義教育の払拭を目的とする非軍事化策が暫定的にとられ、学校体育における軍事色が一つ一つ取り除かれ、解体されることになるのである。このような過程を経て、戦後教育改革のための準備的な整地作業が進められ、1946年頃から次第に積極的な戦後の新教育、民主教育の建設作業が開始されることになるのである。この段階、つまり積極的な民主化の建設段階において登場してくるのが、いわばその設計図とも言うべき性質を有する「米国教育使節団報告書」なのである。

1946年3月5日、7日にわたる、ニューヨーク州教育長官ストッダードを団長とする教育専門家から成る27名のアメリカ教育使節団の来日は、戦前のわが国の国家主義、軍国主義教育を徹底的に批判し、戦後の民主的な教育をめざして、改革のために積極的で決定的な役割を果たしたと考えることができる⁵³。使節団はC.I.Eの要請によって設置された「日本側教育家委員会」と協議し、またC.I.Eがまとめた「Education in Japan」⁶⁾を参考にしながら、C.I.E教育課のたてた綿密な計画にしたがって、教育行政一般分科会、教員養成および教授法分科会、教育課程、教科書分科会、高等教育分科会の四分科会に分かれて、実質約3週間程の期間に日本の教育改革についての調査、研究を行なった。その結果、戦後日本の教育改革に関する総合的で具体的提案を作成し、3月31日「平和国家への道」と題する第一次「米国教育使節団報告書」をストッダード団長より総司令官マッカーサーに提出し、帰国の途に着いたのである。

III

この報告書は正式には「連合国最高司令官に提出された日本派遣アメリカ合衆国教育使節団報告書」(Report of the United States Education Mission to Japan Submitted the Supreme Commander for the Allied Powers)と称するものである。前がき、序論につづいて、第1章日本の教育目的および内容、第2章国語の改革、第3章初等および中等教育の教育行政、第4章教授法と教師養成、第5章成人教育、第6章高等教育、最後に本報告の要旨から構成されている。そして巻末にマッカーサーによる「民主主義的伝統における高き理想の文書である。……総司令部民間情報教育部にとって極めて有用

なものとなる⁷⁾」との全面的支持の表明の付書を認めて4月6日に公表されたのである。

報告書は戦前の日本の教育に対して、仮りに軍国主義や極端な国家主義にみまわれなかったとしても、「大衆と少数の特権階級とに対して別々な型の教育を用意して、高度に中央集権化された19世紀の型に基いたものであった⁸⁾」と断定し、児童生徒の興味や能力を無視した画一的な封建的教育と批判している。そこで、戦後日本の教育は個人の価値と尊厳に基礎を置きながら、教育の自由を底流にして教育の民主化、近代化のために近代的市民の形成を目的とする教育に全面的に再編成されなければならないと指摘している。

そのために、新しい教育内容や方法、民主的な教育課程の編成と教科書制度、教育の機会均等をはかる単線型学校制度、男女共学、教育の地方分権と教育委員会制度、教員養成と教員免許制度の確立、成人教育を中心とする社会教育の拡充、高等教育の改善等教育の原理、目的、内容、方法、制度全般にわたる戦後日本の教育改革の理念や方向の基本的着眼点を体系的、且つ具体的に整理して提言しているものであるといえる。

以上のような中味を持つ「米国教育使節団報告書」は、当時の良心的教師達に感激を持って「むさぼり読む⁹⁾」ものとして映ったであろうし、教育学者達にとって「これは世紀の前半までに発達した民主主義的教育思想のみごとな結実の見本である。……日本の親も教師も教育行政官も、一人残らず報告書を再読し三読すべきものである¹⁰⁾」と歓迎する態度が一般的であったのである。また報告書の提言はマッカーサーの付書にも述べられているように、教育改革の内面指導にあたる総司令部やC.I.E.に対して、総合的で明確なプログラムを与えたことは間違いないのである。

この点について当時C.I.E.等と公式にも非公式にも懇意であった海後宗臣氏¹¹⁾は「この報告書は、日本の教育全面にわたる改革の基本となる企画のための提言である。各項が日本教育改革の実施計画に大きな力を与えたことはいうまでもない。報告書の内容を精細に検討すると1947年からの大きな改革の一つ一つと符合する点が少なくない¹²⁾」と述べて、戦後教育改革に対する報告書の影響力の重大性を指摘している。このように報告書は戦後の新教育形成のための基本的構図を引くものとして、またその筋書きとなったと考えることができるのである。

ところで、従来の日本の教育に対してほとんど全面的

再編成の勧告を行なった報告書は、体育に関してはどのような批判、提言をしているのであろうか。

報告書は第1章日本教育の目的と内容のところ保健と体育について扱っているが、「保健教育と体育」の項の冒頭で、まず「保健教育と体育は、カリキュラム改革の重要なことを、折よくまた都合よく例証するものである¹³⁾」と端的に述べている。ここには終戦直後の食料難、栄養不足等の問題が直接児童生徒の健康生活へ与える影響は必至であり、学校教育と切りはなせないこと、そして先の文部省や総司令部から出された武道や教練を中心とする軍事訓練の教材の禁止指令によって生じた時間的空白は、当然学校教育改革の問題、とりわけ体育のカリキュラム改革へと直結し、優先的に処理し、解決をはからなければならないと使節団が判断したことが表わされているのである。さらにこの主張の背後には、日本の戦前の学校教育、特に戦時下教育の中で、戦争遂行のために「皇国民ノ錬磨育成」の一翼を担った体育教育（体錬科）の改革、民主化こそ戦後教育改革の一つの有力な指標になるとアメリカ側が考えていたことを、われわれは読みとめることは不可能であるだろうか。また、軍事訓練的教材の廃止によって身体活動の場を失なった発育途上にある「青少年は当然うくべき健康と体力と娯楽の機会をとりもどすこと¹⁴⁾」ができるようになったのであると報告書は述べている。ここには体力、身体を中核にしながらも、体育や健康の問題が従来編頗な体錬科や体操科的性格を帯びたものから、アメリカ流の新しい体育概念によって広く捕え直され、保健(Health)・体育(Physical Education)・レクリエーション(Recreation)と三者が緊密な関連のもとに統合化されて、教育の基礎的な要件として教育課程の中に位置づけられることの必要性が説かれているのである。

保健教育については、従来「生理も衛生も、実際にはほとんど教えていない¹⁵⁾」と述べて、戦前の健康教育についての欠点を指摘し、保健教育として教育全体計画の中で独自の目標や内容体系をもって教育課程に位置づけをしている。また学校医、養護教諭、教師、児童生徒、父母で組織される委員会のもとで行なわれる健康診断等の実施勧告がなされている。学校の保健教育は細菌学、生理学、公衆衛生の基本的および実践の知識をあわせて教授し、健康な生活を送るための栄養教育の重要性を指摘している。その他学校保健に関する画期的な改革の提案をしながら、最後に将来の出生率の増加、死亡率の低

下にもなる人口問題に対する研究委員会の設置を提言している。

体育については、スポーツが民主的社会の建設に果たす役割を随所で述べながら、スポーツが培う民主的精神や民主教育に対する体育教育の有効性を極めて高く評価している。従来の「身体的教育」的な体力、技術に傾斜した体操科（体錬科）に対して、「身体を強状にし、調整し、身体の技術を教授する外に、スポーツマンシップと協力との精神とが有する固有の価値¹⁶⁾」について述べながら、民主主義教育と特にスポーツ教材が有する内的関連を重視することを、学校や社会の教育の中で十分認識することを強調している。この主張には戦後学校体育の特徴である、従来の体操的教材の後退に対するスポーツ、遊戯教材の重視の考え方が見られるのである。しかし、そこにはスポーツ＝社会性＝民主主義教育と短絡する、「余りに牧歌的な、余りに安直な『民主主義＝スポーツマンシップ』の原理¹⁷⁾」に転落してしまう弱点を胚胎していたことも事実存在していたのである。

また、体育、スポーツの正しい普及をはかるために、戦争で破壊された体育施設、設備の復旧や整備に早急に着手すべきことを訴えている。また新体育の普及のために、指導者養成について、保健体育教育のための新たな体育指導者養成に関して、先の新しい体育概念に基づいた科学的知識に照らした研究が必要であると指摘している。なかでも、「もっと多数の女教師に女子の体育活動を担当させ、かつその活動計画を改善する処置を講ずべきである¹⁸⁾」と述べて、戦前軽視されがちであった女子の体育の振興や女子教師の養成の充実が強調されているのである。

報告書は学校体育の民主的な新しい教育課程を作成するために、「教師からなる委員会で教師用参考書の起草を企図¹⁹⁾」することを提案している。この主張には従来の上から与えられた、画一的で拘束力を有する教授要目的性格のものから、実際に指導にあたる教師の創意工夫と自由な自主的研究を極めて重視する、民主的な教育課程を確立することの重要性が述べられているのである。この新しくつくられる教師用参考書は、具体的には戦後2年目に実施される6・3制学校制度のための学習指導要領の作成提案であることは言うまでもないことである。

さらに、大学教育課程の中に保健体育科目設置の必要性を訴えて、「身体検査、栄養および公衆衛生についての教育、体育と娯楽厚生計画を大学程度の学校にまで延

長²⁰⁾すべきであると、戦後の新制大学から必修科目として実現される大学体育の実施勧告を述べている。

最後に報告書は、学校体育のみならず「体育諸協会、青年団をふくむ非軍事的競技団を激励して、再び活動を開始させなくてはならない。われわれは体育の点において日本の前進は可能であると信ずる。……民主主義教育に対する寄与の可能性は正に多大である²¹⁾」と述べている。また、報告書の要旨の中にも再び、「保健衛生教育および体育の計画は教育全体計画の基礎となるものである²²⁾」と述べているところに注目できるのである。このことは教育使節団とりわけアメリカ側が戦後日本の教育改革の中で体育の改善に多くの精力を傾注し、またそのことの重要性を十分認識していたことのあらわれと考えるとよいであろう。

以上のような諸特徴を有する報告書の体育、保健教育に関する提言は、その後、C.I.E. 総司令部を中心とするアメリカ側と日本側とで行なわれる協議の過程でその多くが直接、間接に戦後学校体育改革へ影響したことは間違いない事実である。その提言、企画を実践に移すための場は大きくは教育刷新委員会と総司令部と文部省の審議の過程を踏むことになるのである。より具体的には、戦後の学校体育の刷新改善や、学校体育指導上の具体的事項を調査、研究するために1946年9月20日に設置された「学校体育研究委員会」や戦後間もなく開始された、文部省での「全国体育担当地方事務官会議」等の場においてであった²³⁾。その結果、敗戦後漸く2年を経た1947年8月20日戦後学校体育の原点でもあり、戦後初めての体育の学習指導要領とも言うべき「学校体育指導要綱」が文部省より全国に通達されたのである。この要綱には先の戦時体育払拭のための、総司令部の四大指令や文部省から通達された一連の非軍事化のためになされた禁止的段階から、「米国教育使節団報告書」や「新教育指針」にこめられた体育の民主化と科学化のための積極的提案が包含されていると見ることができるのである。

次にこのような戦後学校体育の非軍事化、民主化の基本線の延長上に作りあげられた「学校体育指導要綱」に示された新体育構想の中に、先の「米国教育使節団報告書」にみられた諸特徴がいかに取り入れられ整理されているか若干両者の比較を試みながらまとめよう。

IV

報告書で広く保健、体育、レクリエーションと統合整理さ

れた新しい体育概念は、従来の身体の教育から身体活動を通しての教育として規定され、全面的に発達した平和的国家的形成者として、健康な国民の育成を求めるものであり、特にスポーツと民主主義の内的関連が強調されたのである。これは学校体育指導要綱の目的にあるとおり、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする²⁴⁾」ものとして体育目的を定めるものとなった。これはとりもなおさず教育基本法にみられる「人格の完成をめざして、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」の育成のために教育の一領域として、体育教育が民主的人格の形成に貢献することをめざす、戦後の学校体育の目的とする新しい人間像を確立するための基礎的条件となるものであることを意味しているのである。

次に報告書に示された、教師を中心とする委員会での体育カリキュラムの制定の勧告こそ、戦後学校体育の原点でもあり、初めての体育の学習指導要領ともいふべき「学校体育指導要綱」誕生の直接のきっかけとなったものであるといえる。このような教師の自主性や創造性を尊重する、民主的で自由主義的教育観こそ報告書全体に基調となって流れる教育的価値であったのである。このような報告書の姿勢を受けて要綱に、「各学校体育指導者は、本書に基づいてその地方、その学校の実情に応じた適切な指導計画の作成と運営にあたられるとともに、更に研究と経験によってこの指導書の改善、進歩に協力されるように希望する²⁵⁾」という表現が記されることとなるのである。この点について当時の文部省体育課長は、「この指導要領は決して指導者を拘束するものではなく、その創意工夫によって立派な指導計画と運営をするための指針なのであります²⁶⁾」と解説を加えているのである。このような教師の自主性、主体性を尊重する自由な雰囲気の中で学校体育のユニークで特色あるカリキュラム作りがやがて全国各地で50年代に展開されたのである。ここにいわれるような学習指導要領の参考・試案の時代から、文部省告示の基準として拘束性の強化された現在を考える時、報告書に示された自由な自主編成の意義は、わが国学校体育史とりわけ教授要目史上大きな位置を占めるものであるといえるだろう。

さらに報告書には大学体育の実施勧告がみられるのであるが、それを受けて要綱ではさらに研究を進めて具体的に大学体育のカリキュラムを示めすことになるのである。さらにこの正式な実現のためには「体育保健研究委員会」や「大学基準協会」での審議を待たなければならないのであるが、戦後の新制大学からこれが実施されることになるのは報告書の勧告が有力な契機になっていることを見落してはならないことである。その結果体育学部での体育の指導者養成の道が開かれ、その後の体育学の発展や進歩に寄与したことも記されてよいことである。

以上、「米国教育使節団報告書」の体育論——「学校体育指導要綱」の線で両者をながめてきたのであるが、報告書は他にも多くの戦後学校体育の改革のための提案をしているのである。たとえば保健教育の改善やスポーツの普及、女子体育の充実等これら「米国教育使節団報告書」に示された戦後学校体育への提案は改革のための諸委員会の審議の過程でとりあげられ、具体的に実施されていったのである。このように考えるとき、「米国教育使節団報告書」に示めされた、戦後学校体育改革のための新体育構想は、けだし戦後学校体育の基本的構図を示したものとして、近代学校体育史上にその位置を占めるものといえるのではなからうか。

注

- 1) 五十嵐頭、伊ヶ崎生編「戦後教育の歴史」、青木書店、1971年、pp. 62—64 参照
- 2) 柳久雄、川合章編「現代日本の教育思想」戦後編、黎明書房、1967年、p. 32
- 3) 文部省「終戦教育事務処理提要」第一輯、1945年、p. 27
- 4) 同上書、p. 28
- 5) この使節団の中には、保健体育の分野の責任者としてアイオワ州立大学体育学部教授、Charles H. McCloy が含まれていた。
- 6) この冊子について海後宗臣氏は「使節団が日本の教育についておそらく注目するであろうと考えられる改革の諸点をとりあげ解説したものである。この書では、日本教育の事実を記しているようであるが、使節団員のために勧告の内容をつくりだすのに役立つ意図をもってまとめられているとみられる部分が少なくない」（「教育改革」《戦後日本の教育改革第一巻》、東大出版、1975年、p. 103）と述べて

- いる。このように C. I. E (民間情報教育局) の半年にわたって行なった日本の教育についての調査研究が使節団の活動に先導性を与えたり、協同した点を忘れることはできない。
- 7) 伊ヶ崎晁生他編「戦後教育の原典 2・米国教育使節団報告書」, 現代史出版社, 1975年, p. 119
 - 8) 同上書, p. 80
 - 9) 綿引まさ「曙光」戦後の教育と民間教育運動, 学陽書房, 1979年, p. 43
 - 10) 周郷博他編「アメリカ教育使節団報告書 要解」, 国民図書刊行会, 1950年, p. 1—2
 - 11) 海後宗臣「教育学五十年」, 評論社, 1971年, pp. 179—201 にこの点が詳しく述べられている。
 - 12) 海後宗臣編「教育改革」《戦後日本の教育改革第一巻》, 東大出版, 1975年, p. 141
 - 13), 14), 15) 上掲「戦後教育の原典 2」, p. 87
 - 16) 同上書, p. 88
 - 17) 草深直臣「戦後日本体育政策史序説」, 立命館大学人文科学研究所紀要(29号), 1979年5月, p. 117
 - 18), 19) 上掲「戦後教育の原典 2」, p. 88
 - 20) 同上書, p. 115
 - 21) 同上書, p. 88
 - 22) 同上書, p. 115
 - 23) 拙稿「戦後初期の学校体育改革について」, 一橋大学一橋論叢第82巻第9号, 1979年12月参照
 - 24) 文部省「学校体育指導要綱」, 日本書籍, 1947年, p. 2
 - 25) 同上書, p. 1
 - 26) 北沢清「学校体育指導要綱に就て」(「学校体育」, 1947年6・7月合併号, p. 2 所収)